



2022年5月26日

各 位

会 社 名 天馬株式会社
代表者名 代表取締役社長 廣野 裕彦
(コード：7958、東証プライム)
問合せ先 取締役 総務・財務経理担当
兼総務部長 則武 勝
(TEL. 03-3598-5511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社取締役会は、本日、定款一部変更について、下記の通り2022年6月23日開催予定の当社第74回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 提案の理由

- (1) 機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案第31条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、所要の変更を行うものであります。
- (2) 電子公告制度の採用による公告機能および利便性の向上ならびに公告採用のための費用の削減を勘案し、公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 当社および子会社の事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的の追加・削除を行い、それに伴う必要な号数の繰り下げ、項数の変更等を行うものであります。
- (4) コーポレートガバナンスの充実への取り組みとして、経営の透明性を確保するため、現行定款第22条の相談役の設置に関する規定を削除するものであります。
- (5) 法令に定める監査等委員の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査等委員に関する規定を新設し、補欠監査等委員が監査等委員に就任した場合の任期を明確にするものであります。
- (6) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ・ 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ・ 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

- ・ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ・ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的) 第2条 (条文省略)</p> <p>1. 合成樹脂製品の製造および売買ならびにその原材料および合成樹脂製品成形機械の売買 (新設)</p> <p>2. 金型の設計、製造および売買ならびに金型工作機械の売買</p> <p>3. <u>家具調度品の製造および売買</u></p> <p>4項～6項 (条文省略)</p> <p>7. 一般・産業廃棄物の処理</p> <p>8. 一般・産業廃棄物を分解、処理する機器の設計、製作、売買</p> <p>9. 一般・産業廃棄物を分解、処理する微生物の選別、培養、売買</p> <p>10. 培養基、培養土、腐植土の生産、加工、売買</p> <p>11. 環境に係る水、空気等の浄化処理施設・装置の設計、施工および売買</p> <p>12. 肥料および飼料の生産および売買</p> <p>13. 前記各号に掲げる物品の輸出入</p> <p>14. 貨物自動車運送事業</p> <p>15. 自動車運送取扱事業</p> <p>16. 人材派遣業</p> <p>17. 総合リース業および金融業</p> <p>18. 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務</p> <p>19. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理</p> <p>20. マグネシウム、アルミニウム、亜鉛等の合金の成形、加工</p> <p>21. 金属製品の表面処理加工、塗装および印刷</p> <p>22. セラミックスの成形、セラミックス製品の開発、製造、売買</p> <p>23. <u>前3号の製品に係る原材料、機械その他の設備および知的財産権の売買、賃借</u></p> <p>(一部変更し項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(項数変更)</p>	<p>(目 的)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. <u>紙製品およびその原材料の製造および売買</u></p> <p>3. <u>金型の設計、製造および売買ならびに金型工作機械の売買</u> (削 除)</p> <p>4項～6項 (現行どおり)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>7. 培養基、培養土、腐植土の生産、加工、売買</p> <p>8. 環境に係る水、空気等の浄化処理施設・装置の設計、施工および売買</p> <p>9. 肥料および飼料の生産および売買 (項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>10. <u>マグネシウム、アルミニウム、亜鉛等の合金の成形、加工 および製品に係る原材料、機械その他の設備の売買</u></p> <p>11. <u>合成樹脂製品・金属製品等の表面処理加工、塗装および印刷 ならびに製品に係る原材料、機械その他の設備の売買</u></p> <p>12. <u>セラミックスの成形、セラミックス製品の開発、製造、売買 および製品に係る原材料、機械その他の設備の売買</u> (削 除)</p> <p>13. <u>煙草、酒類、医薬品、医薬部外品、衛生用品、食料品、清涼飲料水、履物、植木、家具調度品、日用品雑貨等の製造および売買</u></p> <p>14. 一般・産業廃棄物の処理</p> <p>15. 一般・産業廃棄物を分解、処理する機器の設計、製作、売買</p> <p>16. 一般・産業廃棄物を分解、処理する微生物の選別、培養、売買</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(一部変更し項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(一部変更し項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(項数変更)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(項数変更)</p>	<p>17. <u>前記各号に掲げる物品の輸出入、賃貸借、修繕等に関する事項</u></p> <p>18. 貨物自動車運送事業</p> <p>19. 自動車運送取扱事業</p> <p>20. 人材派遣業</p> <p>21. 総合リース業および金融業</p> <p>22. 損害保険代理業および生命保険 <u>媒介</u> に関する業務</p> <p>23. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理</p> <p>24. <u>インターネット等を利用した通信販売および卸売業ならびに小売業</u></p> <p>25. <u>太陽光等の新エネルギーによる発電および電力の売却に関する事業</u></p> <p>26. 浴場の経営</p> <p>27. 食堂および売店の経営</p> <p>28. 子会社、関連会社に対する経営指導および技術指導</p> <p>29. <u>前記各号に係るソフトウェアの作成・販売およびエンジニアリングに関する事業</u></p> <p>30. <u>前記各号に係る知的財産権に関する事項</u></p> <p>31. <u>前記各号に附帯または関連する一切の事業</u></p>
<p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p>	<p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p>
<p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告の方法により行う。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第6条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	<p>第6条～第14条 (現行どおり)</p>
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>第16条～第19条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p>	<p>第16条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p>
<p>第20条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 21 条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>前項のほか、取締役相談役を置くことができる。</u></p> <p>第 23 条～第 30 条 (条文省略) (剰余金の配当)</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 21 条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり) (削 除)</p> <p>第 23 条～第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>第 31 条 <u>当社は、株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当金を支払うことができる。</u></p> <p>(中間配当)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 32 条 <u>当社は、取締役会決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 31 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第 32 条 <u>当社は、配当基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>3. <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 <u>定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日	2022年6月23日(木)(予定)
定款一部変更の効力発生日	2022年6月23日(木)(予定)

以上